

大野城市立大野東中学校

# いじめ防止基本方針



令和8年4月1日

## 【目次】

- いじめ防止基本指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.1～P.7
- 教育相談アンケート（生徒用：毎月）・・・・・・・・ P.8
- いじめアンケート（保護者用：学期に1回）・・・・ P.9～P.11
- DAITO アクション3・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P.12
- いじめ未然防止チェックリスト資料・・・・・・・・ P.13～P.14

## 01 いじめ防止に対する大野東中学校の考え方

### 【基本理念】

■いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

### 【いじめの禁止】

■生徒は、学校の内外を問わず決していじめを行ってはならない。また、いじめを看過してはならない。

### 【学校及び教職員の責務】

■学校は、学校の内外を問わずいじめが行われることなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめ防止のための対策を講じるものとする。また、全教職員は、全力を挙げていじめの未然防止・早期発見・早期対応・再発防止等、いじめ防止に努めるものとする。

■特にいじめの早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、いじめの兆候を決して看過しないものとする。

#### ◆「いじめ」とは、

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをしつこく繰り返し言われる
- 意図的に仲間はずれ・集団による無視をされる
- わざと遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

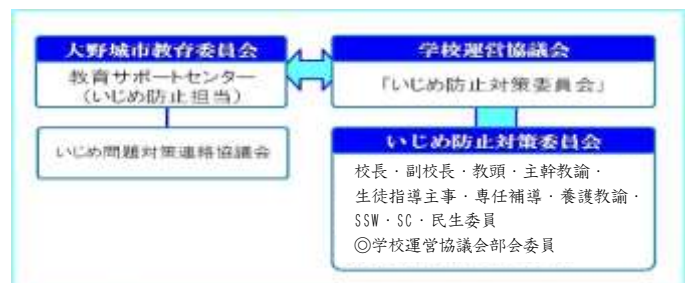
## 02 いじめ防止等の組織

### (1) 名称

『いじめ防止対策委員会』

### (2) 構成員

校長・副校長・教頭・主幹教諭  
・生徒指導主事・専任補導・  
学年主任・  
養護教諭・保健主事・  
スクールカウンセラー・  
スクールソーシャルワーカー  
不登校対策サポートティーチャー  
(スクールサポーター)  
民生委員



### (3) 役割

- ア いじめ防止基本方針の策定と見直し
- イ 学校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・改善
- ウ いじめの相談・通報の窓口
- エ いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、保管
- オ 学校における「いじめ」であるかどうかの判断
- カ 関係生徒の事実関係の聴取、指導や支援体制、対応方針の決定と保護者等との連携

### (4) 開催

- 月1回を定例会とし、緊急時の開催
- \* 生徒アンケートとの関連を図って開催する

## 03 関係機関との連携

■本校では、「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめへの対処」への取組の中で、下記の関係機関との連携を図っていく。

- 大野東中学校学校運営協議会
- 大野城市教育委員会（大野城市教育サポートセンター）
- 大野城市要保護児童対策地域協議会
- 筑紫地区学校警察連絡協議会
- 春日警察署スクールサポーター

## 04 いじめの未然防止(いじめを生まない教育活動の推進)

### (1) 教職員及び生徒・保護者への基本認識の周知

■平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員・生徒及び保護者に対して、以下の①～⑧のようないじめ問題についての基本的な認識をもたせる。

- ① いじめはどの生徒にも、どの学校・学級にも起こり得るものである。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤ いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥ いじめは教職員の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ⑧ いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

### (2) 道徳の時間の指導

■道徳の内容項目B（主として他の人との関わりに関する事）、内容項目C（主として集団や社会との関わりに関する事）を重点化した道徳の時間の指導の充実

- 思いやりや信頼友情、寛容、構成・公平等の内容を年間指導計画における学校・学年の重点内容項目として設定し、各項目について年間に複数時間の指導を確保する。
- 道徳の時間と体験活動等の関連を図り、活動時の言動を予想したり、実際の活動時の言動を振り返ったりして、道徳的実践力を高めていく。また、自尊感情の高揚にもつなげていく。

### (3) 人間関係能力を高めるソーシャル・スキル・トレーニングを活用した学級活動

■人間関係における言動スキルについて、「依頼」や「拒否」、「勧誘」、「問題解決」等の様々な場面での具体的な言動をロールプレイ等を通じて獲得させ、状況に応じて自己決定できるようにする。

### (4) いじめ防止等のための生徒会活動

■いじめ防止についての生徒自身による活動を生徒会活動として実施し、小・中学校の円滑な接続を視野に入れた、連携した活動を推進する。

## (5) 互いに違いを受容する教科等の学習活動

■各教科の授業において、生徒同士が学び合い、互いに違いを認め合う学習活動を可能な限り多く設定する。その際、発表内容や成果物だけでなく、生徒の賞賛する発言やコメントを意図的に取り上げ、互いに受容する姿も教師が評価していくよう努める。

## 05 早期発見・早期対応の取組

### (1) 早期発見

■いじめの特性として、いじめにあっていない生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考え、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えたりすることが難しいなどの状況にある生徒の場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、教職員には、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にしていこうとする熱い行動力が求められている。生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないために、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配る。生徒と共に過ごす機会を積極的に設けることがより大切である。担任や教科担当が互いに気になる状況があれば、些細なことでも必ず情報交換し、生徒への理解を共有することも重視していく。

- ① 月に1回、生徒に対して学校生活に関するアンケートやいじめに特化したアンケートを実施する。また、学期に1回無記名アンケート実施する。アンケートとともに、「毎日の生活記録ノート」の有効活用を図り、生徒の変化を適切に捉えていく。
- ② 学期に1回、保護者に対する学校生活及びいじめに関するアンケートを実施し、教育相談活動へ活用していく。また、必要に応じてその後の状況確認及び学校の取組の説明を行う。
- ③ 保健室前の相談ポストや養護教諭、スクールカウンセラーからの情報を有効活用し、通報や相談に応じる体制を整える。
- ④ SOS の出し方を学ぶ授業を年度の初めに行う。
- ⑤ 上記①②で状況把握が必要な際は、個人面談・相談を適宜実施する。また、学期ごとに教育相談週間を設定し、全生徒に対して教育相談の機会を設ける。面談等の進捗状況や内容等は、各学年で共有した後に「いじめ防止対策委員会」で集約・確認を行う。

### (2) 早期対応

■いじめが予見または認知された場合は、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図ることに努める。その際、次の視点に留意し、組織的な対応を行う。

- ① 常に被害者の立場に立った対応を心がけること。
- ② 学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図ること。
- ③ 対応の各段階においては以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応すること。

段 階	留 意 点
事実把握	○正確で偏りのない事実調査      ○全体像の把握 ○管理職(いじめ防止対策委員会)へのすみやかな情報伝達
方針決定	○ねらいの明確化      ○指導役割の分担 ○全職員の共通理解
指導支援	○被害者の心情理解      ○原因の把握 ○加害者の反省      ○被害者と加害者の融和
継続支援	○正確な経過観察      ○再発防止 ○当事者、保護者への継続支援

## 06 いじめへの対応

### (1) 基本的な考え方

■発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にしていく。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

### (2) 具体的な対応

#### ①【いじめの疑いがある場合】

些細な兆候であっても、いじめの疑いのある行為には、早い段階からの的確に関わる。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止め、生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。

その際、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保するよう配慮する。

#### ②【情報の共有】

教職員は一人で抱え込まず、速やかに学年主任や分掌長等に報告し、「いじめ防止対策委員会」と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

#### ③【いじめが認知された場合】

事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が大野城市教育委員会に報告し、状況に応じて、関係機関と相談する。

#### ④【保護者への連絡】

被害・加害の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

#### ⑤【関係機関との連携】

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。

なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。



## 08 年間計画

月	主な取組	いじめ防止対策委員会	学校運営協議会
4月	(始業式・入学式) ○「学校基本方針」の確認 ○「早期発見・早期対応手引」研修会 □教育相談アンケート □SOSの出し方についての授業	○「学校基本方針」の提案 ○8月研修会講師の選出 □アンケートの集約・方策	○関係機関との連携の進め方
5月	(体育祭) □教育相談アンケート	□アンケートの集約・方策	○4・5月の状況確認 ○授業参観
6月	□「アセス」の実施 □教育相談アンケート □保護者アンケート ☆教育相談週間・家庭訪問	□アンケートの集約・方策	
7月	□教育相談アンケート	□アンケートの集約・方策 ○1学期の総括と課題	○1学期の総括と2学期の重点
8月	○外部講師による研修会		
9月	(自然教室・修学旅行) □教育相談アンケート ◇前期学校評価	□アンケートの集約・方策 ◇前期学校評価の分析	○授業参観 ◇前期評価の考察
10月	(文化発表会) □教育相談アンケート	□アンケートの集約・方策	
11月	□「アセス」の実施 □教育相談アンケート □保護者アンケート ☆教育相談週間	□アンケートの集約・方策	
12月	□教育相談アンケート	□アンケートの集約・方策 ○2学期の総括と課題	○2学期の総括と3学期の重点
1月	□教育相談アンケート	□アンケートの集約・方策	
2月	□教育相談アンケート □保護者アンケート	□アンケートの集約・方策	○授業参観
3月	(卒業式・修了式) □教育相談アンケート ☆教育相談週間 ◇後期学校評価	□アンケートの集約・方策 ◇後期学校評価の分析	◇後期評価の考察 ○次年度「学校基本方針」の検討

## 09 評価と検証

### (1) 学校評価との関連を図る

- 「学校評価」の評価指標に、いじめ問題未然防止の取組に関する指標を加える。
- 前期・後期の2期で自己評価を行う  
(＊評価者は、学校運営協議会委員、教職員、生徒、保護者)

### (2) 「いじめに関するアンケート」の実施と結果の共有

- 各月に行う「いじめに関するアンケート」(学校生活アンケート)、学期に一度行う「保護者アンケート」の結果や追調査等について、「いじめ防止対策委員会」で報告し、改善策を検討する。

## 10 重大事態への対応

■生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、以下の対応を行う。

- ① 重大事態が発生した旨を、大野城市教育委員会に速やかに報告する。
- ② 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ③ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

## 11 インターネット等を通じて行われるいじめに対する対応

■インターネットやメール等の情報端末を通じて行われるいじめについては、把握することが困難であるばかりでなく、一度発生した場合、事態の広域化・複雑化・長期化が懸念されることから、十分な対策を講じるものとする。

### (1) 学校で行う対策

- ① 情報モラル教育の充実に努め、インターネット社会の功罪について確かな理解を図る。
- ② 「保護者とともに学ぶ規範意識」事業において、情報モラルに焦点化し、外部講師による講座を開催する。

### (2) 家庭に対して行う対策

- ① 生徒の携帯電話、スマートフォン、PC等の使用については、保護者の責任及び監督下で行われるよう協力を呼びかける。
- ② 掲示板等への書き込み等については、校外（家庭等）で行われることが多いことから、学年初めのPTA総会時に保護者への啓発活動を行う。
- ③ 「保護者とともに学ぶ規範意識」事業において、情報モラルに焦点化し、外部講師による講座を開催する。